再 評 価 調 書(案)

I 事業概要	\$						
事業名	交通安全対策事業(歩道及び自転車歩行者道設置事業)						
地区名	一般県道 道場山安城線						
事業箇所	あんじょうし あかまちょう 安城市 福釜町						
事業のあ らまし	本路線は、碧南市を起点に、安城市の中心市街地に至る路線であり、並行する主要地方道とともに東西の広域交通を担う路線である。そして、西は重要港湾衣浦港及び衣浦臨海工業地帯、東は安城市内の産業拠点から、一般国道23号へのアクセス道路として利用されているため、比較的大型車の交通量が多い路線である。本事業箇所は小中学校の通学路としての利用があるにもかかわらず歩道が設置されておらず、児童を含めた歩行者等が自動車と輻輳する危険な状況となっている。2021年度に終点側(2工区)の延長220m区間が供用したことで、小学校の通学路が新設された歩道を通行するルートに改められるなど、歩行者等の安全確保が実現したが、残りの460m区間(3工区)の内、国道23号から東側の約300mについては歩道が無く、歩行者等の安全が確保されていない状況にある。また、一般国道23号との交差点部においては、右折車線がないために朝夕を中心に渋滞が発生している。以上のことから、本事業にて歩道整備を実施することにより、歩行者等の安全確保、危険通学路の解消及び交通円滑化を図るものである。						
事業目標	【達成(主要)目標】 ①歩行者等の安全確保 ②危険通学路の解消 ③交通円滑化 【副次目標】 —						
	【副次目標】	L					
	【副次目標】	事前評価時 (2017 年度)	再評価時 (2022 年度)	変動要因の分析			
	事業期間	事前評価時		変動要因の分析 ・交差点改良の追加と、交差点改良に伴 う関係機関との調整等による延伸			
	_	事前評価時 (2017 年度)	(2022 年度)	・交差点改良の追加と、交差点改良に伴			

				互通行から迂回路の設置により相互 通行を確保する計画へ変更したこと による増額(+1.9億) ・上記変更により5.4億を増額
	用補費	1. 2	4. 8	 ・交差点改良及び交差点部の幅員拡張に伴う用地費の増額(+0.2億) ・迂回路設置による支障物件の増、及び借地に伴う補償費の増額(+0.2億) ・事前評価時に対象としていなかった支障物件が、用地測量後、正確な位置が判明したことで、補償対象となったことによる補償費の増額(+3.1億) ・工事に伴う営業補償を計上した事による補償費の増額(+0.1億) ・上記変更により3.6億を増額
	その他	1.4	1.4	
=	事業内容	歩道設置 L=500m, W=10.75m	歩道設置、交差点 改良、 L=680m, W=10.75~13.75m	事業区間の延伸・交差点改良の追加・交差点部の幅員拡張

Ⅱ 評価

1) 必要性

の変化

【交通量の推移】

事業箇所の自動車交通量は、事前評価時:7,015 台/日(2015 実測)、再評価時:7,792 台/日 (2022 実測)となり、前回評価時から約 11%増加している。

【歩行者および自転車の利用状況】

- 事業箇所の歩行者交通量は、歩道未整備となる 3 工区については、事前評価時:1 人 12h/(2015 実測)、再評価時:3 人/12h(2022 実測)となっている。
- 事業箇所の自転車交通量は、歩道未整備となる 3 工区については、事前評価時:74 台 12h/(2015 実測)、再評価時:63 台/12h(2022 実測)となり、前回評価時から約 15%減少している。
- ・ 歩道未整備となる 3 工区においては、中学校の徒歩通学圏の生徒や、自転車等が狭い路肩を 通行しており、危険な状況となっている。
- ・ 事業箇所は、2015 年度から継続して安城市の通学路交通安全プログラムの要対策箇所に位置 づけられており、事業の必要性に変化はない。
- ・ 安城西中学校の通学路は、他路線などを使用するルートとなっているが、現通学路上での中学 生生徒の死亡事故が過去に発生していることなどを踏まえ、本事業の完了後は、本路線を通行 するルートに改められる見込みである。
- ・ 2 工区(事業箇所終点側の延長約 220m)の歩道新設区間が、新たに安城西部小学校及び 安城西中学校の通学路として利用されている。

【渋滞の発生状況】

- ・ 事業箇所の渋滞の発生状況を、事前評価時(2015 実測)と再評価時(2022 実測)で比較すると、福釜町下山交差点を起点とする東流入方向の最大渋滞長は 50mから 170mに、西流入方向の最大渋滞長は 120mから 180mに増加している。
- 事業箇所は安城市のコミュニティバス路線となっているが、交差点部の渋滞によりバスの定時性 確保が困難な状況となっている。
- ・ 渋滞の主な原因は右折車による直進阻害となっており、右折車線がない現在の交差点形状では、改善が見込めない状況である。

【変動要因の分析】

- ・ 事業箇所の自動車交通量は、7千台/日以上で推移している。
- ・ 歩道未整備となる 3 工区は、自転車交通量が減少傾向であるものの、安城西中学校の生徒が 登下校時に利用しているなど、歩行者等の通行に際して危険な状況が続いている。
- 福釜町下山交差点の最大渋滞長は、事前評価時に比べ増加している。
- ・ 以上より、事前評価時から引き継いだ事業目標となる、歩行者等の安全確保及び危険通学路 の解消の必要性について大きな変化は生じておらず、再評価時に加えた目標である交通円滑 化についての必要性が確認された。

A

(A): 事業着手時に比べ必要性が増大している。

B: 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C: 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。

【理由】

- ・事業箇所の自動車交通量は、前回評価時から増加傾向が見られる。
- ・歩道未整備となる3工区の自転車交通量は、前回評価時から若干の減少傾向が見られる。
- ・未整備区間では、自転車等が狭い路肩を通行するなど、危険な状況が継続している。
- 事業中となる3工区は、歩道整備後に中学校の通学路となる見込みとなっている。
- ・事業区間内に位置する交差点部の渋滞長は増加している。
- ・以上より、歩行者等の安全確保、危険通学路の解消の必要性については、大きな変化は生じて おらず、渋滞解消の必要性については増大している。

判定

1) 進捗状 【事業計画及び実績】 況 2018 2025 2017 2019 2020 2021 2022 2023 2024 調查:設計 工種 用地補償 区分 工事 前回計画 16 事 業費 5.2 実 績 (億 円) 今回計画 5.2 8.0 【進捗率】 これまでの計画に対する達成状況 達成率 計画 実績 (%)(1)(2) $(2 \div 1)$ 0.5 0.2 延長(km) 44% 40% 事業費(億円) 13.2 5.2 工事費 0.4 6% 7.0 4.8 3.8 79% 用地費 1.4 1.0 70% その他 ※事業費ベースの用地取得率は2021年度末時点で79%(面積ベース取得率は40%) 【施工済みの内容】 ・終点側 (2 工区) の歩道設置は、2021 年度 (2022.3) に計画幅員 (W=10.75) で完了。 【事後評価に準ずるフォローアップ】 ②事業の進捗状況及び見込み ・歩道整備後は、中学校の通学路が本路線を通行するルートに改められる見込みである。 2) 未着手又 ・当該事業に交差点改良を追加することにより、関係機関との協議、調整等に期間を要する。 は長期化 ・また、交差点部の拡幅に伴い、新たな用地買収が必要となったことにより、用地交渉に期間を要 の理由 する。 ・河川渡河部の構造変更及び、工事中の相互交通を確保するよう計画を変更したことにより、設計 検討、迂回路の築造、及び渡河部門型カルバートの施工に期間を要する。 ・上記内容により、事業期間を3か年延伸する。 3) 今後の 【阻害要因】 事業進 ・個別の用地交渉に時間を要する。 捗の見 【今後の見込み】 込み ・地元の総論は事業に賛成であり、用地取得箇所より順次整備を行うなどし、2026 年度に完了の見 込みである。 ・橋の改修は、川の水量が多い月間(6月~10月)は施工ができず、期間を限定して工事を行う必要 があるため、迂回路と仮橋の整備を含め、約3か年を要する計画となる。 A: これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。 B: 次のいずれか(該当する項目に「〇印」を付ける) これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定 の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込ま В (・)これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻 害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 判定 ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が 見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画 通りの完成が見込まれる。 C: 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。

2026

計

4.2

52

13.2

見込まれるため。

・安城市と地元の協力を受け、用地交渉を進めており、一定の期間を要すれば計画どおりの完了が

(3)
董
業
あ
쳀
巢
あ
変
征

1) 貨幣価値 化可能な 効果(費 用対効果 分析結果

)の変化

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】

・本事業は交通安全対策を主目的とした事業であるため対象外となる。

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】

_

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】

_

【変動要因の分析】

2) 貨幣価値 化困難な 効果の変 化

・貨幣価値化困難な効果は、①交通安全対策として 3 項目、②渋滞対策として 1 項目の合計 4 項目で評価を行った結果、事前評価時、再評価時ともに評価値は 0.67 となり、基準値の 0.6 を 上回る結果を得た。

- <交通事故対策(交通安全対策)>
- a) 事故多発筒所での事故数削減
 - ・事前評価時:死傷事故率 86.2 件/億台キロで、得点「1」
 - ・再評価時:死傷事故率28.1件/億台キロで、得点「1」
- b) 交通弱者に対する安全性向上
 - ・事前評価時:事業箇所は安城西部小学校、安城西中学校の通学路として使用されており、 得点「3」
 - ・再評価時:上記に変化は無く、得点「3」
- c) 自動車交通の多い区間における歩行者の安全性向上
 - ・事前評価時:事業箇所は3種・日交通量7,015台/日(2015実測)で、
 計画交通量4,000~20,000台/日の3種道路の歩道等新設に該当し、得点「2」
 - •再 評 価 時:事業箇所は3種・日交通量7,792 台/日(2022 実測)で、 計画交通量4,000~20,000 台/日の3種道路の歩道等新設に該当し、得点「2」
- <地域の活性化(渋滞対策)>
 - a)主要な渋滞箇所での渋滞緩和
 - ・事前評価時:公共交通機関の利用促進(バス路線の渋滞緩和)に資する事業に該当し、 得点「2」
 - ・再評価時:上記に変化は無く、得点「2」

【評価値】

〇事業採択時: (1+3+2+2) 点/ (Max3 点×該当 4 項目) = 8 点/12 点=0.67〇再評価時: (1+3+2+2) 点/ (Max3 点×該当 4 項目) = 8 点/12 点=0.67

【事前評価時の評価結果】 ◆貨幣価値化困難な効果 評価基準表(歩道(自歩道)の新設・拡幅 + 渋滞対策) 貨幣価値化困難な効果 評価基準表 達成目標 (建設部方針) 評価項目 基礎点 得点 の判断 ③交通安全 □ a) 事故多発箇所での事故数削減に寄与する MAX3 事故危険箇所、緊急事故多発交差点、死傷事故率が500件/億台キロ以上の区間など交通事故の危 □ 死傷事故率が200~500件/億台キロの区間など、交通事故の危険性が高い区間における交通安全 対策事業に該当する 2 ■ 死傷事故率が200件/億台キロ未満の区間における交通安全性の向上に資する事業に該当する □ b) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる MAX3 通学路の安全性向上に資する事業、交通バリアフリー法における特定道路または重点整備地区にお ■ ける事業、生活道路の交通安全対策エリアにおける事業、または自転車ネットワーク計画に位置付け 3 られた事業に該当する 3 防 0 沿線又は周辺に学校、病院、福祉施設、その他公共・公益施設等が位置する区間における交通安全 御力 対策事業に該当する □ その他交通弱者に対する交通安全性向上が期待できる事業に該当する □ c)自動車交通量の多い区間における歩行者の安全性の向上が期待される MAX3 □ 計画交通量20,000台/日以上の3種道路、または計画交通量10,000台/日の4種道路の歩道等の新 3 設・拡幅に該当する。 2 計画交通量4,000~20,000台/日の3種道路、または計画交通量4,000~10,000台/日の4種道路の歩 2 道等の新設・拡幅に該当する □ 計画交通量4,000台/日未満で歩行者利用のある道路における歩道の新設・拡幅に該当する。 合計 6 ⑦人の交流 □ a) 主要な渋滞箇所の渋滞の緩和が期待できる мах3 を支え地域 口 渋滞対策プログラムに位置付けられた事業、または「緊急に対策の検討が必要な踏切」に係る事業に 該当する 3 を活性化す 3 2 0 環状道路の整備又は公共交通機関の利用促進(交通結節点・バス路線の渋滞緩和等)に資する事業 成長 2 力 □ 渋滞損失時間の県内上位区間(県平均値以上)の区間における渋滞緩和に資する事業に該当する 合計 3 2 総合計 12 8 評価値 0.67

※道路・街路事業の事業評価マニュアル(平成28年7月 愛知県建設部都市整備課・道路維持課・道路建設課)による。

【再評価時の評価結果】

判定

◆貨幣価値化困難な効果 評価基準表(歩道(自歩道)の新設・拡幅 + 渋滞対策) 貨幣価値化困難な効果 評価基準表 達成目標 (社会資本整備方 針)____ 対象 基礎点 得点 評価項目 ⑥交通事故 対策 □ a) 事故多発箇所での事故数削減に寄与する MAX3 □ 事故危険個所、緊急事故多発交差点、死傷事故率が500件/億台キロ以上の区間など交通事故の危 | 験性が非常に高い箇所を含む区間における交通安全対策事業に該当する 3 死傷事故率が200~500件/億台キロの区間など、交通事故の危険性が高い区間における交通安全 対策事業に該地ナス 1 2 対策事業に該当する ■ 死傷事故率が200件/億台キロ未満の区間における交通安全性の向上に資する事業に該当する □ b) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる MAX3 通学路や未就学児が日常的に移動する経路の安全性向上に資する事業、交通バリアフリー法における。 る特定道路または重点整備地区における事業、生活道路の交通安全対策エリアにおける事業、自転 車活用推進計画または自転車ネットワーク計画に位置付けられた事業に該当する 3 いちを守る 0 □ 沿線又は周辺に学校、病院、福祉施設、その他公共・公益施設等が位置する区間における交通安全 対策事業に該当する 2 □ その他交通弱者に対する交通安全性向上が期待できる事業に該当する □ c) 自動車交通量の多い区間における歩行者の安全性の向上が期待される MAX3 口 計画交通量20,000台/日以上の3種道路、または計画交通量10,000台/日の4種道路の歩道等の新設・拡幅に該当する。 3 2 計画交通量4,000~20,000台/日の3種道路、または計画交通量4,000~10,000台/日の4種道路の歩 2 道等の新設・拡幅に該当する。 □ 計画交通量4,000台/日未満で歩行者利用のある道路における歩道の新設・拡幅に該当する 슴돩 a 6 ②地域の活 性化 □ a) 主要な渋滞箇所の渋滞の緩和・沿道環境の改善が期待できる махз □ 地域の主要渋滞箇所の渋滞緩和に資する事業、または踏切道改良促進法により指定された踏切の除却に係る事業に該当する 3 いちを高 2 0 環状道路の整備又は公共交通機関の利用促進(交通結節点・バス路線の渋滞緩和等)に資する事業 2 に該当する □ その他の渋滞緩和に資する事業に該当する 80 슴計 総合計 12 8 評価値 ※道路・街路事業の事業評価マニュアル(令和4年3月 愛知県 道路維持課・道路建設課・都市整備課)による。

(A): 事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。

A

B: 事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。 C: 事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない

【理由】

・貨幣価値化困難な効果については、評価値が事前評価時、再評価時ともに 0.67 となり、基準値 の 0.6 を超えており、事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがあるため。

継続

中止:上記①~③の評価で一つでもC判定があるもの。

継続:上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

_

【主な評価内容】

- ・ 歩行者等の安全確保の状況
- ・ 通学路の指定状況
- ・ 事業箇所における交通円滑化の状況

V 事業評価監視委員会の意見

VI 対応方針